独立行政法人
中小企業基盤整備機構

商工共済ニュース

中小企業と地域振興をもっとサポート

2008年1月号
（隔月発行）
平成20年1月7日発行
（通巻473号）

年頭のごあいさつ

独立行政法人 中小企業基盤整備機構
理事長　鈴木　孝男

新年、明けましておめでとうございます。

皆様方とともに、平成二十年の新春を迎えることができましたことに、深く感謝いたしまして、年頭のご挨拶を申し上げます。

中小企業基盤整備機構も、設立して4回目の新春を迎えることができました。設立以来今日に至るまで、「中小企業の支援と地域経済の活性化」をその役割とし、全国各地で様々な事業に取り組んでまいりました。「中小機構」の名前やその業務内容も、国民の皆様にご理解いただきつつあると感じております。これも、ひとえに中小企業や地域の皆様、関係機関の皆様の暖かいご支援の賜物と、感謝申し上げる次第です。

昨年を振り返ってみますと、独立行政法人一般にとっては、そのあり方を再点検する厳しい一年であったといえると思います。昨年末には独立行政法人の整理合理化についての今後の方向が示され、私ども中小機構も、これまで以上に事業成果の向上、効率的な事業推進、組織・人員の簡素・合理化といった不断の業務経営の見直しに努め、本年の事業に取り組んでまいる所存です。

最近の景気状況を見ますと、回復基調は今後も順調に推移することが予想されています。一方で、人口減少・高齢化に伴う企業の事業承継問題や、地域経済の景気回復の遅れに伴う都市と地方との格差問題が大きなテーマになってきております。

こうした状況を踏まえて、政府は昨年制定した中小企業地域資源活用促進法や企業立地促進法の活用に加え、今年は農商工の連携に係る施策を強化し、新たな制度も検討されており、これら地域振興関連法をテコとして活力ある地域経済の実現を積極的に支援しています。こうした動きに連動して中小機構としても、本部支部のネットワークを活用して中小企業地域資源活用プログラムや農商工連携推進事業を積極的に進め、地域経済の活性化に向けて最大限の支援をしてまいる所存です。

本年は中小機構発足からの第一期中期計画の最終年ですので、計画期間の成果の取りまとめと、第二期中期計画の立案への準備が大きな課題であると認識しています。これまで実施してきました基幹的事業の実施成果を整理分析し、業務で培った経験やノウハウを磨き上げて、中小企業や地域のニーズ・ご要望を十分踏まえ、しっかりとした事業計画を立案してまいりたいと考えております。

独立行政法人をめぐる状況を踏まえ、役職員一同、中小企業の支援と地域経済の活性化に向けて日々努力する次第ですので、今後とも一層のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

最後になりましたが、皆様方におかれましては、この一年が希望に満ちた発展の年となりますよう心からお祈り申し上げ、年頭のご挨拶とさせて頂きます。

いんたびゅー
現場にみる共済制度加入促進策　～福岡商工会議所～

小規模企業共済ではD-FAXで6,000件の加入促進

福岡といえば、古くからアジアのゲートウエイとして位置づけられている都市です。近年は、この傾向に拍車がかかり、韓国から福岡市内への観光客は年に50万人を超す勢い。海上輸送機関の発達で、ますますこの傾向は強まっているようです。何しろ福岡から釜山、ソウル、上海など、いずれも国内の主要都市より近間という地域特性に恵まれている上に、最近のウォン高も観光客増を後押ししているようです。

こうした環境の中で、福岡商工会議所は、観光を事業の大きな柱に据えると同時に、幅広い分野にわたって中小企業支援事業に携わっています。その一環として、中小機構の共済制度の加入促進にもご協力いただいています。そこで同会議所の最近の活動状況と共済制度への取り組みなどを、経営支援部の三角薫部長と神原郁文課長代理にお聞きしました。

商工会議所の会員数は、全国的にみても減少傾向にあると聞きますが、貴商工会議所の会員動向はいかがですか。

［三角］5年前の会員数は、約12,000会員でした。そこから会員増強運動に取り組んできた結果、現在は16,000会員と一定の成果を上げています。会員増の背景には、誰でも参加できる食品やファッションなどテーマ別の「ビジネス交流会」、ヤングビジネスマンを対象とした「ビジネス倶楽部」、IT活用サービスの取り入れなどが上げられます。いずれも、各企業にビジネスチャンスを提供するという趣旨から発想されたものです。ビジネス交流会は、毎回一つのテーマを設定、参加自由の仕組みですし、「ビジネス倶楽部」は、45歳以下の若手経営者を中心に組織され、約200人が参加しています。IT活動では、自社のホームページ（HP）を作るのが難しいと思われる従業員5名以下の小規模企業などを対象に、無料でHPを作れる自動システムを導入、2名の専任スタッフがITのニーズに対応しています。HPの作成を専門業者に依頼すれば、それだけコストがかさむだけに、いま予約制にするほど好評です。この3つは、会員加入の有力なツールとして機能しています。

これとは別に、会議所全体として、06年から観光を産業振興の目玉に取り上げています。その中のトピックスに、「街なか観光」と銘打った、市民参加による街おこし運動があります。観光のも

三角さん（右）と神原さん（左）

福岡商工会議所

設立は明治12年10月、現在の会員数は約16,000。会議所には、食料・水産、建設、繊維ファッション、工業、エネルギー、運輸・港湾・貿易、卸売商業、小売商業、観光・環境、理財、情報・文化・サービスの11部会が置かれ、金融、税務、法律、IT、創業など経営全般の相談、情報化提供や人材育成などへの対応をしている。

との意味をたどれば、一つのエリアに光を当てるということです。この観点から、自分たちの住む街を見直す、つまりブラッシュアップしようということです。このため商店街、地元住民、自治体及び有識者にご協力を願って、それぞれに注目の人、名所、店などを書いてもらい、それらポイントを動線としてつなぎ、一つの物語に仕立てるという試みです。そこでは「皆で探検」をキーワードに、「街なか観光　とことこ探検隊　よかもん　マップ」という小冊子をつくり運動の場を広げています。ここには、例えば、国指定の史跡でありながら、これまであまり注目されていなかった「元寇防塁」といったものまで含まれています。いわば歴史の再発見です。

福岡県は、中小機構の共済制度で今年度のモデル県運動の実施県としてご協力いただいていますが、これまでの共済制度への取り組み状況をお聞かせください。

［三角］19年度の加入実績は、小規模企業共済が58件、経営セーフティ共済が9件です。共済の広報としては、毎月発行している「福岡商工会議所ニュース」に、記事広告とストレートな告知を年4回掲載しています。また昨年の11月には、モデル県運動の一環として小規模企業共済だけですが、6,000件にD-FAX（ドリームファックス）をしました。そのほか、経営相談員の巡回相談の機会活用や、問い合わせの対応などで、制度のメリットを十分に周知徹底しています。

［神原］07年度は、経営指導員一人につき小規模企業共済が年3件、経営セーフティ共済が年1件の目標をクリアするよう努力しています。そのほか、会議所職員への協力呼びかけや、所内の電子掲示板などでも啓発しています。小規模企業共済は、定年のない経営者にとって、退職金代わりとして積み立てることが目標になりますし、経営セーフティ共済なら、確定申告の時期には当然、節税効果を説明しています。引き続き、加入促進には前向きに取り組んでいきます。

中小機構へのご要望、ご意見がありましたら。

［三角］もっとテレビなどを利用したマスメディアへのPR機会を増やしたらどうでしょうか。また開業用の小冊子や開業に関する本などへの広告掲載など考えられますね。開業支援の団体などに「共済制度に加入すれば得」ということを提案していくのもいい方法かと思います。

お知らせ　「自動発送サービス」をご利用ください

例年、確定申告の時期になると、「掛金払込証明書」の再発行依頼などの問い合わせが増え、電話相談窓口が大変混み合います。再発行を希望される加入者は、プッシュホン電話による自動発送サービスをご利用ください。利用方法は、下記の通りです。

ご利用方法（音声に従い操作を行ってください）　ご利用時間　朝6：00～夜12：00（土・日・祝日もご利用できます。）

1. プッシュホン電話でおかけください。　☎ 042-567-3308
2. 共済契約者番号（7桁）とCD（2桁）を押し、＃を押す。　（例）1234567　89　＃
3. 生年月日の月日を押し、＃を押す。　（例）4月1日生まれの場合 0401　＃
4. 共済契約者番号の確認　正⇒「0」、「＃」を押す。誤⇒「1」、「＃」を押す。
5. 依頼書類番号を押し、＃を押す。　355　＃（掛金払込証明書）　117　＃（掛金月額変更申出書及び届出事項変更申出書）
6. 連絡先の電話番号を押し、＃を押す。
7. 書類が届く　1週間程度で登録されている住所にお届けいたします。

特集　事務取扱いの勘所　Part 1

委託団体・代理店のみなさまへ

《経営セーフティ共済》共済金の貸付けに係る留意点

昨年の原油価格の高騰による事業収益への影響で中小企業の倒産が懸念される一方、「責任共有制度」「改正貸金業法」の施行に伴い、中小企業に対する金融機関の融資態度の変化も懸念されています。こうした状況の中で、共済金の貸付けを円滑・迅速にご利用いただくため、下記の要領で請求手続きされるようお願いします。

共済金の貸付けが受けられる場合

本制度に加入後6ヶ月以上経過して、直接の取引先事業者が倒産[注1]し、これに伴って売掛金債権及び前渡金返還請求権について回収が困難となった場合には、倒産日[注1]から6ヶ月以内に共済金の貸付請求をいただければ貸付けが受けられます。

この場合、貸付を受けた共済金の1/10に相当する掛金額に対する権利は消滅しますので、貸付請求手続きを進める前には必ず共済契約者にその旨ご説明ください。

注1　「倒産」とは、（ア）破産、民事再生、更生または特別清算の手続開始が申立てられた場合、または（イ）手形交換所に参加する金融機関によって、取引停止処分を受けた場合をいいます。「倒産日」とは、（ア）の場合は、手続開始の申立日、（イ）の場合は、取引停止処分を公表した日となります。

共済金の貸付けが受けられない場合

①取引先事業者の倒産が、加入後6ヶ月未満に生じたとき。
②取引先事業者の倒産の日までに6ヶ月分の掛金を納付していないとき。
③共済金の貸付請求が、取引先事業者の倒産日から6ヶ月を経過した日後にされたとき。
④共済金の貸付請求の時に、共済契約者が中小企業者でないとき。
⑤共済金が50万円、または共済契約者の月間総取引額の20％に相当する額のいずれか少ない額に達していないとき。

（参考）最近の全国倒産の現況と倒産防止共済金貸付状況

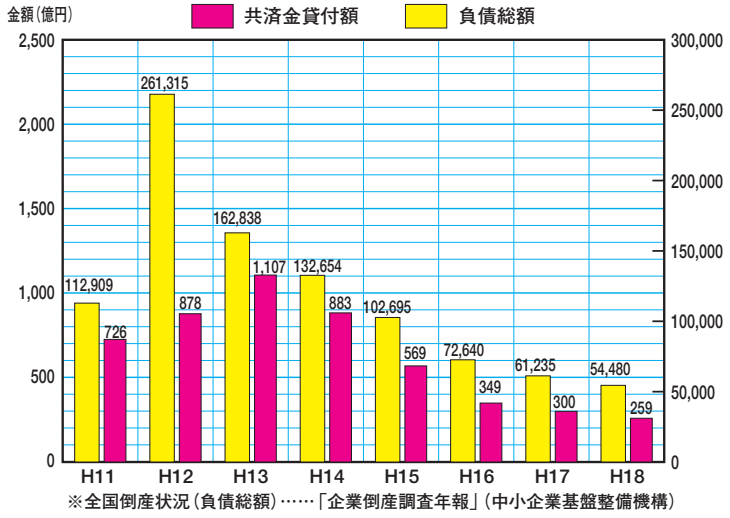

※全国倒産状況（負債総額）……「企業倒産調査年報」（中小企業基盤整備機構）

ご注意

共済金の貸付請求について、偽りその他不正の行為があったときは、共済契約を解除します。この場合解約手当金は支払われません。

また不正行為があれば、官公署等にその旨通知することがあり、詐欺、文書偽造等の刑事犯罪に該当すると解されるときは、捜査機関に告訴する場合もありますので、事実に基づく請求をするようご指導ください。

⑥共済金の貸付請求をした共済契約者に、倒産またはこれに準ずる事態[注2]が生じているとき。
⑦共済契約者が、すでに貸付けを受けた共済金の償還を怠っているとき。
⑧倒産した取引先事業者に対し、売掛金債権を持ったことに、共済契約者に悪意もしくは重大な過失があったとき。

注2　「倒産に準ずる事態」とは、次の場合をいいます。①請求者に事業の継続をする意思がないとき、②請求者が請求の日までの3ヶ月以上の期間、引き続き事業を行っていないとき、③請求者の主たる生産設備、または販売設備が国税滞納処分（その例による処分）により、差し押さえを受けているとき、④請求者が政府系中小企業金融機関から債権保全のための差し押さえを受けているとき。

特集　事務取扱いの勘所　Part 2

金融機関（代理店）のみなさまへ

他の機関（委託団体）を新規加入の窓口としたお客様の「預金口座振替申出書」の確認について

小規模企業共済、経営セーフティ共済の両制度とも、機構が委託している中小企業関係団体（商工会、商工会議所、中小企業団体中央会、中小企業の組合などの委託団体）でも、新規加入の申込みを受付けています。それら委託団体で、新規加入を申込まれるお客様が、2回目以降の掛金の引き落としを自動振替にするために「小規模企業共済掛金預金口座振替申出書」、または「中小企業倒産防止共済掛金預金口座振替申出書」を持参して、皆様の窓口に来店される場合があります。その際、下記の事務手続きをお願いします。

1.「預金口座振替申出書」の記載事項の確認

記載事項および届出印に誤りがないことを確認のうえ、“取扱店確認欄”に取扱店印を押印してください。

※小規模企業共済の場合は、指定の口座が共済契約申込者本人の個人名義の口座であることを確認してください。

2.　書類の返却

「預金口座振替依頼書」（取扱店控：㊀201-②、㊥104-③）のみを切り離して、本依頼書に基づいて自動振替の設定をもれなく行ったうえで取扱店に保管してください。他の書類は共済契約申込者に返却してください。

※委託団体で新規加入を申込まれるお客様ですので、申込金（申込時前納金を含む）などの受領は不要です。

お知らせ ▶▶▶　中小機構九州支部の移転

平成20年1月15日から、福岡市博多区祇園町4番2号の博多祇園BLDG. 1F～3F（代表電話 092－263－1500 FAX 092－263－0350）に移転、営業を開始します。近くにお出での節は、お気軽にお立ち寄りください。

なお開所式は2月13日で、同日は作家・童門冬二氏を講師に招き、「歴史に学ぶ事業承継」の演題で開所記念セミナー「天神セミナー（仮称）」（於 福岡ファッションビル）を開きます。

特集　事務取扱いの勘所　Part 3

《小規模企業共済》共済金の請求に係る留意点

現在、国税庁では、税務にかかわるさまざまな申請手続きをする場合、納税者にできるだけ電子媒体の利用を勧めています。これに伴って、電子媒体を利用する納税者も増えています。

中小機構でも、こうした事務電子化の趣旨に沿って、個人事業主が廃業によって共済金を請求する場合、これまで提出していただいている書類に代え、電子媒体での届出による提出資料でも廃業書類として取扱いをしております。もちろん、従来の書類による届出手続きも有効です。

電子媒体では、入力したものを税務署にメール送信して、税務署が受け付けると受信確認のメールが返信されます。そこで、入力した届出書と受信確認メールの2点をプリントアウトし、中小機構に提出してください。

税務署受付印　1 0 4 0

個人事業の開廃業等届出書

＿＿＿＿＿＿税務署長

＿＿年＿＿月＿＿日提出

納税地	住所地・居所地・事業所等(該当するものを○で囲んでください。) (TEL　－　－　)
上記以外の住所地・事業所等	納税地以外に住所地・事業所等がある場合は書いてください。 (TEL　－　－　)
フリガナ 氏名	㊞　生年月日　大正 昭和 平成　年　月　日生
職業	フリガナ 屋号

個人事業の開廃業等について次のとおり届けます。

届出の区分 (はりする文字を○で囲んでください。)	開業（事業の引継ぎを受けた場合は、受けた先の住所・氏名を書いてください。） 住所＿＿＿＿＿＿氏名＿＿＿＿＿＿ 事務所・事業所の(新設・増設・移転・廃止) 廃業（事由） (事業の引継ぎ(譲渡)による場合は、引き継いだ(譲渡した)先の住所・氏名を書いてください。) 住所＿＿＿＿＿＿氏名＿＿＿＿＿＿
開廃業日	開廃業や事務所・事業所の新増設等のあった日　平成　年　月　日
事業所等を新増設、移転、廃止した場合	新増設、移転後の所在地　(電話) 移転・廃止前の所在地
廃業の事由が法人の設立に伴うものである場合	設立法人名　代表者名 法人納税地　設立登記　平成　年　月　日
開廃業に伴う届出書の提出の有無	「青色申告承認申請書」又は「青色申告の取りやめ届出書」　有・無 消費税に関する「課税事業者選択届出書」又は「事業廃止届出書」　有・無

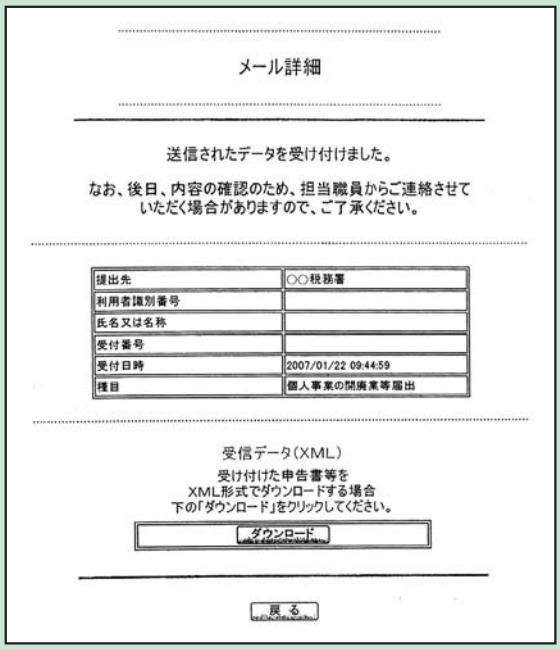

メール詳細

送信されたデータを受け付けました。

なお、後日、内容の確認のため、担当職員からご連絡させていただく場合がありますので、ご了承ください。

提出先	○○税務署
利用者識別番号	
氏名又は名称	
受付番号	
受付日時	2007/01/22 09:44:59
種目	個人事業の開廃業等届出

受信データ(XML)

受け付けた申告書等を
XML形式でダウンロードする場合
下の「ダウンロード」をクリックしてください。

ダウンロード

戻る

中小機構の事業のごあんない

挑戦をサポート　創業・新事業展開の促進
進化をサポート　経営基盤の強化
安心をサポート　経営環境変化への対応
飛躍をサポート　産業用地の提供
もっとサポート　施策情報提供の充実

ベンチャーフェアJapan2008

出合いで広がる事業領域

中小機構は、2月5日～7日の3日間にわたって、東京・丸の内の東京国際フォーラムで「ベンチャーフェアJapan2008」を開催します。フェアの目的は、中小企業やベンチャー企業に販路、事業提携先の開拓の機会を提供することです。この趣旨に沿って、会場には全国から選ばれた、新しい事業や創業に前向きに取り組んでいる中小企業やベンチャー企業213社が一堂に集まり、優れた製品、技術、サービスをたくさん紹介します。

優れた技術を生かし、創業の芽を育てる

フェアは例年、経済産業省中小企業庁をはじめ、多くの関係機関の後援で開催されてきましたが、今回を含めスケールはいずれも日本最大級の実績を誇ります。

出展する中小・ベンチャー企業には、展示する製品・商品・サービスに、あくまで新規性、オリジナル性が求められています。ちなみに出展者は、創業前および創業後15年以内の新規・成長15分野に属する中小企業などで、独自性、新規性、市場性などに優れた製品、技術、サービスが提供できるとか、お互いに販路開拓や事業提携を希望している企業群です。したがって、出展品には、新鮮な視点が多く見聞きされるはずです。

それだけに、これからの時代を切り開こうと意欲する中小・ベンチャー企業にとって、新しい事業分野の開拓、あるいは新事業の創造につながる連携・提携先を確保するのに打ってつけの機会となります。

フェアでは、会場入口付近にマッチング・インフォメーションを設け、来場者からの疑問・質問に答えたり、パソコンマッチングナビを置き、目的のあった企業の検索などが簡単にできるとか、大きな案内板で遠くからでも会場内をわかりやすくするなど、やさしいマッチング環境を用意しています。

さらに、「おもしろい」「あたらしい」「すごい」をキーワードに「イケベン（イケてるベンチャー）」企業を特別にピックアップして紹介したり、販路開拓・マーケティング、商品開発、資金調達、新連携など、各分野の専門家による無料経営相談コーナーを設けるほか、特設ステージでは、経営者にとって関心の高いテーマによるシンポジウムなども用意しています、入場料は無料。多数の方々のご来場をお待ちしております。

昨年の会場入口風景

平成19年度都道府県別加入実績（19年10月末現在）

事項別 / 都道府県名	小規模企業共済 加入目標件数（A）	小規模企業共済 4～10月加入実績（B）	小規模企業共済 目標達成率 B/A（%）	経営セーフティ共済（中小企業倒産防止共済） 加入目標件数（C）	経営セーフティ共済 4～10月加入実績（D）	経営セーフティ共済 目標達成率 D/C（%）
北海道	2,710	1,228	45.3	620	248	40.0
小計（北海道支部管内）	2,710	1,228	45.3	620	248	40.0
青森	640	222	34.7	160	40	25.0
岩手	610	262	43.0	120	40	33.3
宮城	1,280	685	53.5	250	104	41.6
秋田	560	249	44.5	110	24	21.8
山形	920	372	40.4	190	96	50.5
福島	1,060	473	44.6	250	98	39.2
小計（東北支部管内）	5,070	2,263	44.6	1,080	402	37.2
茨城	1,300	641	49.3	410	114	27.8
栃木	1,370	788	57.5	350	164	46.9
群馬	1,880	757	40.3	600	103	17.2
埼玉	4,080	2,063	50.6	1,120	442	39.5
千葉	3,280	1,758	53.6	760	228	30.0
東京	12,870	6,281	48.8	3,530	1,380	39.1
神奈川	6,770	3,488	51.5	790	355	44.9
新潟	1,670	750	44.9	460	149	32.4
山梨	630	253	40.2	150	36	24.0
長野	1,470	665	45.2	290	95	32.8
静岡	3,660	1,801	49.2	530	477	90.0
小計（関東支部管内）	38,980	19,245	49.4	8,990	3,543	39.4
富山	900	440	48.9	200	101	50.5
石川	990	471	47.6	210	123	58.6
福井	550	230	41.8	140	47	33.6
小計（北陸支部管内）	2,440	1,141	46.8	550	271	49.3
愛知	7,520	4,057	53.9	1,010	622	61.6
三重	1,530	758	49.5	200	108	54.0
岐阜	1,890	950	50.3	410	158	38.5
小計（中部支部管内）	10,940	5,765	52.7	1,620	888	54.8
滋賀	1,010	570	56.4	230	81	35.2
京都	2,010	1,004	50.0	440	129	29.3
大阪	6,360	3,101	48.8	1,930	995	51.6
兵庫	4,120	2,149	52.2	870	355	40.8
奈良	1,040	490	47.1	140	54	38.6
和歌山	640	316	49.4	250	43	17.2
小計（近畿支部管内）	15,180	7,630	50.3	3,860	1,657	42.9
鳥取	450	204	45.3	70	28	40.0
島根	540	202	37.4	80	30	37.5
岡山	1,520	673	44.3	340	198	58.2
広島	2,940	1,408	47.9	520	266	51.2
山口	1,170	729	62.3	170	73	42.9
小計（中国支部管内）	6,620	3,216	48.6	1,180	595	50.4
徳島	580	299	51.6	90	43	47.8
香川	750	327	43.6	160	78	48.8
愛媛	1,070	602	56.3	170	93	54.7
高知	460	182	39.6	70	19	27.1
小計（四国支部管内）	2,860	1,410	49.3	490	233	47.6
福岡	3,630	1,754	48.3	610	249	40.8
佐賀	490	233	47.6	90	26	28.9
長崎	880	429	48.8	170	87	51.2
熊本	1,480	635	42.9	200	92	46.0
大分	670	372	55.5	120	53	44.2
宮崎	780	419	53.7	110	47	42.7
鹿児島	1,350	543	40.2	170	49	28.8
沖縄	920	385	41.8	140	59	42.1
小計（九州支部管内）	10,200	4,770	46.8	1,610	662	41.1
合計	95,000	46,668	49.1	20,000	8,499	42.5

監　修　独立行政法人 中小企業基盤整備機構
〒105-8453　東京都港区虎ノ門3-5-1
TEL 050-5541-7171（共済相談室）
http://www.smrj.go.jp/

編集人　伊藤　恒雄
発行所　財団法人　企業共済協会
〒105-0001 東京都港区虎ノ門3-1-10
TEL 03（3459）4878　FAX 03（3459）4839

隔月25日発行